

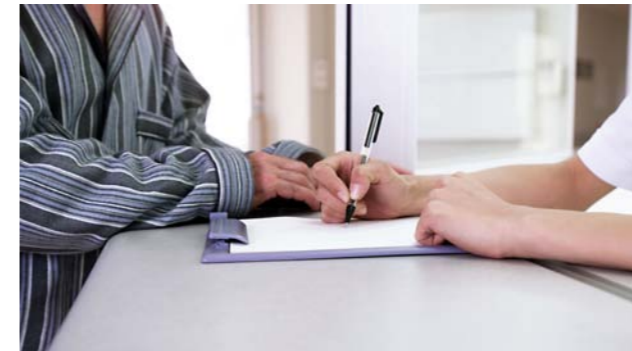
おうむ



2012

3

4月から外来診療の高額療養費制度が変わります



平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証や被保険者証等を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。
70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯等の人は、事前に医療保険者から限度額適用認定証等の交付を受ける必要がありますので、詳しくはご加入の医療保険者（◎全国健康保険協会、◎役場保健福祉課保険給付係（国民健康保険、後期高齢者医療制度について）◎国保組合など）にご相談ください。

外来受診者	事前の手続き	病院・薬局
・70歳未満の人 ・70歳以上の住民税非課税世帯の人	加入する健康保険に「限度額適用認定証」の交付申請をしてください	「限度額適用認定証」を窓口で提示してください
70歳以上74歳までの住民税課税世帯の人	手続きは必要ありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上の住民税課税世帯の人		「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

◎高額療養費の限度額 <70歳未満の人の場合>

所得区分	1か月の負担の上限額	
	3回目まで	4回目以降
上位所得者（月収53万円以上の人など）	150,000円+（医療費-500,000円）×1%	83,400円
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
低所得者（住民税非課税の人）	35,400円	24,600円

<70歳以上の人の場合>

所得区分	1か月の負担の上限額	
	外来	外来+入院
現役並みの所得者（月収28万円以上などの窓口負担3割の人）	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者（住民税非課税の人）	8,000円	Ⅱ（Ⅰ以外の人） 24,600円
		Ⅰ（年金受給額80万円以下など、総所得金額がゼロの人） 15,000円

4月から無料法律相談会が毎月1回開催されます

平成24年4月から雄武町で紋別市の弁護士が交代で毎月1回、無料の法律相談会を開催します。

貸したお金が返ってこないけどどうしたらいいんだろう？借金を何とかしたい、離婚を考えているんだけど手続きがわからない、相続でもめないようにするにはどうしたらいいんだろう？など、法律問題にお悩みの人、今まで専門家に相談したいと思っていたけど、遠くて相談ができなかった人などこの機会にお気軽ににご相談ください。町内在住の人に限りません。どなたでもご相談をお受けします。

- ◎開催日時
4月19日(木)
13時から16時まで（お1人様30分以内）
※5月以降の日程は、随時広報等でお知らせします。
- ◎会場
地域交流センター2階会議室
- ◎相談担当
紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 原田宏一
流水の町ひまわり基金法律事務所 弁護士 脇島 正
- ◎申込方法
原則として事前電話予約制
ただし、当日に空きがあれば状況に応じて予約がなくてもご相談に応じます。
- ◎予約受付
☎0158-26-2277（紋別ひまわり基金法律事務所内）

町民センターで無線LANの利用ができます

教育委員会では、町民の皆さんの生涯学習支援を目的に、町民センターの施設内を無線LANのスポットとして、インターネットの利用ができることになりました。

無線LANの利用では、セキュリティをかけずオープン化にしていますので、WiFi認証を受けた機器（無線LANを搭載したパソコンなど）であれば、どなたでも自由に使うことができますので、サークル活動などにおいてご利用ください。

なお、利用にあたっては次のことに留意してください。

- 利用できる時間は、施設が開館している時間帯のみとなります。
- パソコン機器などに保存されている個人データの保護やインターネットの接続に伴うウイルス対策などは、利用者の管理責任の下での利用とします。
- 施設の管理上の理由やネットワーク機器の障害などにより、利用できる時間帯であっても、無線LANの利用ができない場合もあります。不明な点がありましたら、下記までおたずねください。

☎教育振興課生涯教育係 ☎84-4240